

第30回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

令和2年10月28日（水） 14時～15時00分

2 場 所

兵庫県動物愛護センター 愛護館 多目的ホール

3 出席者

(1) 委 員 9名（敬称略）

植村興、古田一夫、三田一三、瀬戸口敬幸、會田道彦、田上美穂子、西尾美香、早瀬光希、新家謙和

(2) 事務局 4名

村田生活衛生課長、井上所長、野村技師、奥添技術員

4 議事概要

(1) 令和3年度予算（案）について

(2) オフィシャルサポーターについて

<意見等>

(令和3年度予算（案）について)

- ・予算は3月の議会の承認で決まるため、今回提示の物はあくまでも案である。
- ・委託費の多頭飼育不妊手術費等を新設し、内訳はオス6000円、メス11000円、各30頭を想定し、50万円を計上する。
- ・新設の委託費は譲渡促進の観点から、多頭飼育者からセンターが引き取った動物に対し、譲渡適正等を判断した上で、必要に応じ不妊手術を行うもの。
- ・委託先は尼崎市獣医師会で、年度末に一括払いにて支払う。
- ・多頭飼育者が継続飼養を行う動物には、所有者責任により、飼い主が申請を行う従来の多頭飼育猫不妊手術助成金（50万円計上）を活用する。
- ・多頭飼育猫不妊手術助成金はあくまで行政指導の一環であり、対象者は行政指導を受け入れた者で、納税証明書等で支払い能力がないことを確認した者である。
- ・多頭飼育対応等によるセンターの収容頭数の増加、および譲渡促進のための収容期間の増加に伴い、収容動物用消耗品費及び収容動物用医薬品購入費を増額し計上する。

- ・動物収容施設改修工事を 5000 万円計上、うち 2500 万円は国庫補助の予定。
- ・ボランティアは、センターが必要に応じ購入した感染症対策の防護服を必要に応じ着用し、多頭飼育崩壊現場に入る。
- ・防護服は毎年必ず購入するものではないので、来年度は防護服購入費は計上しないが、必要に応じ購入する際はその他需用費から流用する。
- ・事故防止の観点から、ボランティアに多頭飼育崩壊の依頼が直接あった場合も、現場に入る前に必ず専門家に連絡し、安全を確保する。
- ・譲渡会助成金の対象は尼崎市内で開催される譲渡会に限り、領収書に基づき申請者のみに支払う。
- ・啓発用看板は市民からの需要が非常に多く、窓口や支所での設置、または郵送等で配布している。
- ・啓発用看板は費用対効果の高い項目であるため有料化せず、さらに需要があれば予算増額も検討する。

(オフィシャルサポーターについて)

- ・要綱など現在内部調整中であり、4月1日以降の委嘱となる。
- ・オフィシャルサポーターの選考委員は植村会長、三田委員、會田委員、桑畑氏、市職員1名とする。
- ・選考に際する市職員のは意見は、個人の意見ではなく市の意見である。
- ・サポーターは寄付希望者に寄付申込書を記入していただく。
- ・記入後、サポーターまたは希望者本人が、申込書をセンターに郵送または FAX する。
- ・センターは申込書受理後、希望者に金額等予め記入された納付書を送付し振り込んでいただく。
- ・サポーターが希望者に対し提示するものは、失礼のないように体裁を整えた方がよい。
- ・提示するものとしては、寄付申込書、基金パンフレット、郵送用封筒などが必要でないか。
- ・集まるお金は市の収入(公金)であるため、サポーターが個人で現金を受け取ることは禁止。
- ・サポーター証を使用せず一個人として、個人活動の資金を街頭で募ることは禁止としない。
- ・サポーター証は顔写真入りとする。
- ・基金啓発物資の配布など広報活動も可能とする。
- ・サポーターは10名程度を想定しているが、選考委員の全員の承認が必要である。
- ・第8条の「オフィシャルサポーター活動を行なったときは、「活動報告書」により、市長に報告しなければならない」は削除の方向で検討する。

- ・ 遵守事項の⑦「動物愛護センターの指示に従うこと」は削除してよいのではないか。
- ・ 基金事務局を設置し、広報・連絡担当者を事務局に入れたらどうか。

(その他)

- ・ 市は飼い主から依頼があり、引取拒否に該当しない場合にのみ引取を行う。強制的に差し押さえはできない。
- ・ センターは収容キャパシティなどの理由で殺処分を検討する際、実施前に情報提供を行う。
- ・ ペットの値段が高くなっているので、今後は購入者も十分な検討の上購入するようになり、高齢の動物が増えていくのではないかと。

以 上